

1 審査会の結論

島根県人事委員会（以下「実施機関」という）が本件異議申立ての対象となった個人情報をも部分開示とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月9日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があり、同月20日に本件異議申立人より個人情報の内容を訂正する補正書の提出があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容
 - ア 「平成7年（不）第1号の申立人及び相手方から出された文書、資料、その他のもの全部及びその「不服申立て」にまつわる人事委員会での審議や協議や尋問の記録及び調書。テープ（最新式を含む）録音も含む」
 - イ 「平成17年（不）第1号について同上」
- (3) この請求に対して、実施機関は、対象個人情報として特定したもののうち、「平成7年（不）第1号事案及び平成17年（不）第1号事案を審議した人事委員会議事録のうち関係分」（以下「本件個人情報」という）について、同年11月24日付けで、部分開示決定を行った。
 - ア 開示しない部分
人事委員会での審議や協議のうち意見交換の部分
 - イ 開示しない理由
条例第13条第6号及び7号に該当
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の部分開示を不服として同年11月17日に異議申立てを行い、同月20日及び27日に「異議申立ての理由」に追記する補正書を提出した。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い同年12月7日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 本件個人情報の部分開示決定処分を取り消しを求めるといふものである。
- (2) 異議申立ての理由
 - 異議申立人から提出された意見書を要約すると、おおむね次のとおりとなる。
 - ア 平成7年（不）第1号事案及び平成17年（不）第1号事案の審理において、準司法機関としての働きを十分に行ってもらえなかった。他県の人事委員会に比して、機能していない。
 - イ 異議申立人の実施機関での審議・協議等は終了し裁決も出されているので、自由な意見交換や適正かつ円滑な議事運営が損なわれることはない。異議申立人の請求に係る事件と人事委員会における「今後の審査」は無関係である。
 - ウ 憲法が保障する国民主権や民主主義の原理などから導かれる「知る権利」や透明性を高めるために「原則開示」とされているのであり、「意思形成過程」こそ知らされるべきものである。「密室化」にならないようにすること、つまり、各委員の主張が明確に周知されてこそ、開かれた県政であり、県民が県政

- に関して必要とする情報を得ることができる。
- エ 審議や協議が表面的になり、あるいは、形骸化することなどあり得ないことである。そのようないい加減なことを行う委員ではないし、そうあってはならないというものである。
- オ 「今後の不服申立て制度の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある」というが、抽象的で具体的に立証されていないので認められないし、拡大解釈である。実施機関は、相当程度の明確で直接的な関連性を立証すべきである。
- カ 委員会では、開催の都度、議事録の公開・非公開の議決がなされ、議事録にはその議決も記載されるべきものであり、それが適切な運用・手続きである。そうした、正当な目的のもと、正当な内容で作成されたものは、公開を前提としているものである。
- キ 発言者名を伏せたり、要旨にまとめたり、事柄ごとにわかりやすくまとめるなど、工夫して公開できる。
- ク 非開示部分こそが肝心の部分ばかりで、それが広範囲に及んで、あまりにも多すぎる。

4 実施機関の主張

実施機関から提出された非開示理由説明書を要約すると、おおむね次のとおりとなる。

(1) 不利益処分に関する不服申立て制度について

不利益処分に関する不服申立て制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員からの不服申立てがあった場合に、委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が①適法・妥当であるときは、当該処分を承認し、②違法又は不当であれば、これを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度である。

この不服申立て制度は、処分が行われた後の審査、いわゆる事後審査を行うことにより、処分の適正を保障する制度であって、かつ、審査機関の性格も、第三者的かつ独立の職権行使が行われる制度となっている。

(2) 異議申立ての対象となった公文書について

人事委員会が不服申立ての審査に関し議事を行ったときは、島根県人事委員会議事規則（昭和26年島根県人事委員会規則第2号）第8条の規定により、人事委員会議事録に記録されることとなっている。今回、異議申立ての対象となった公文書は平成7年（不）第1号事案及び平成17年（不）第1号事案の2件の不服申立てについて、審議や協議の内容、審査方針などが記録されている人事委員会の議事録である。

(3) 非開示の理由について

不利益処分についての不服申立てに係る審査においては、人事委員会は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、準司法機関として、委員3名の合議による審議及び裁決を行う権限が付与されており、この場合の人事委員会における審議や協議は、合議制裁判における裁判官の評議に相当するものである。裁判所法（昭和22年法律第59号）第75条によると、裁判官の「評議は公開しない」とされているため、本件公文書の開示決定については、合議制裁判の例にならって全て非開示とすることも考えられたが、審議や協議の内容を含めてできる限りの開示を行うこととした。

一方で、一部非開示とした部分がある。人事委員会での審議や協議の内容の全

てが開示されることとなると、各委員の何者にも束縛されない議論など自由な意見交換や適正かつ円滑な議事運営が損なわれ、人事委員会としての中立・公正性、判断の適正性が損なわれるおそれがある。また、今後、反復継続して行われる人事委員会の不服申立てに係る審査において、結論を出すための意思形成過程に著しい支障を生ずるおそれがあること、さらに、ひいては、人事委員会での審議や協議が表面的になり、あるいは形骸化するなど、今後の不服申立て制度の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第13条第6号及び第7号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報が記録されている公文書の内訳及びその非開示部分は別紙のとおりである。非開示部分は「第1101回人事委員会議事録」中の発言者の氏名だけとなっている。

これら議事録には平成7年(不)第1号事案及び平成17年(不)第1号事案(以下「本件不服申立て事案」という)以外の審議状況も記録されており、実施機関は、条例第11条が「公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる」と規定していることから、当該部分は開示の請求の対象となる個人情報に該当しないとして、非開示部分と区別するため当該部分を空欄にして開示している(以下、当該部分を「非対象部分」という)。

(2) 審査の対象について

異議申立人の主張には、一般論としては傾聴に値する部分があるが、本件非開示部分との関連が不明確であるため、意見陳述においてその真意を確認したところ、異議申立人は、非対象部分にも自己の個人情報が記録されていると強く主張し、非対象部分の開示を求めた。このことから、異議申立人は、非対象部分も非開示部分と理解していると考えられ、そうすると異議申立人の主張にも得心がいく。

また、非開示部分である発言者の氏名については、意見陳述において、意見交換の内容が重要であり、氏名は開示されなくてもよいとの発言もあった。

以上より、異議申立人が求めているのは、非対象部分に記録されている自己の個人情報の開示であると認められるので、当審査会ではその点を審査の対象とすることとした。

(3) 非対象部分について

条例第11条が、「公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる」と規定していることから、開示の請求の対象は「情報」である。開示請求者の個人情報が記録されている公文書の中に開示請求者の個人情報以外の情報が記録されており、当該情報を容易に取り除くことができるときは、当該部分を取り除いて開示することができるものと解する。よって、実施機関が、議事録の中の本件不服申立て事案以外の審議が記録されている部分を非対象部分として取り除いて開示したことは、不当とはいえない。

そこで、非対象部分に異議申立人の個人情報が記録されているか否かであるが、当審査会は、条例第38条の規定に基づき非対象部分も含めた人事委員会議事録の提出を求め、当該議事録を検分した。その結果、非対象部分には異議申立人の個人情報は含まれていないことを確認した。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、非対象部分に自己の個人情報が記録されていると誤解して異議申立てに至ったものと考えられる。一般に、開示請求者は、開示請求に当たって、予め自己の個人情報が記録されている公文書の内容を確認できないのであるから、実施機関は、非対象部分について十分な説明をする義務を負っているというべきである。異議申立人の意見陳述から考えると、本件では非対象部分についての説明が不十分であったといわざるを得ない。開示された公文書の中には、異議申立人の個人情報が記録された部分以降が単に空欄とされ、具体的な説明を受けなければ非対象部分と判別できないものもあり、実施機関は、議事の項目名は開示するなど、誤解が生じないような措置を取るべきであった。今後、実施機関には適切な対応を望みたい。

(別 紙)

	開示の請求に係る個人情報 が記録されている公文書名	非開示部分	非開示理由	備 考
平成 7 年 (不 第 1 号 事 案	第1066回人事委員会議事録	—	—	
	第1068回人事委員会議事録	—	—	
	第1069回人事委員会議事録	—	—	
	第1081回人事委員会議事録	—	—	
	第1084回人事委員会議事録	—	—	
	第1086回人事委員会議事録	—	—	
	第1089回人事委員会議事録	—	—	
	第1090回人事委員会議事録	—	—	
	第1093回人事委員会議事録	—	—	
	第1096回人事委員会議事録	—	—	
	第1101回人事委員会議事録	発言者氏名	第13条第6号・7号	
平成 17 年 (不 第 1 号 事 案	第1214回人事委員会議事録	—	—	
	第1215回人事委員会議事録	—	—	
	第1216回人事委員会議事録	—	—	
	第1217回人事委員会議事録	—	—	
	第1218回人事委員会議事録	—	—	
	第1220回人事委員会議事録	—	—	
	第1221回人事委員会議事録	—	—	
	第1222回人事委員会議事録	—	—	
	第1223回人事委員会議事録	—	—	

(諮問第8号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成18年12月 7日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成19年 1月12日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成19年 6月14日 (審査会第1回目)	審議
平成19年 7月19日 (審査会第2回目)	異議申立人から意見聴取
平成19年 8月23日 (審査会第3回目)	審議
平成19年 9月13日 (審査会第4回目)	審議
平成19年10月 5日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	